

会員各位

2019年 9月

株式会社 MAJORcreate
TANI MASAKI GOLF ACADEMY

消費税法改正の対応に関するお知らせ

拝啓

時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

日頃より TANI MASAKI GOLF ACADEMY をご利用頂き誠にありがとうございます。

2019年10月1日より消費税率が10%となることに伴い、弊社における消費税の取り扱いにつきまして、下記の通り対応させていただきます。

内容をご確認頂き、ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

■ レッスン料、年会費

【 月謝制 】

2019年10月分レッスン料(2019年9月28日引落日分)より税率10%の適用となります。

【 単発、追加レッスン 】

2019年10月1日受講分より税率10%の適用となります。

【 年会費 】

2019年10月更新月のお客様から税率10%の適用となります。9月中のお支払いであっても10%となりますのでご注意ください。

■ 物販

2019年10月1日以降の販売分より税率10%となります。

以上